

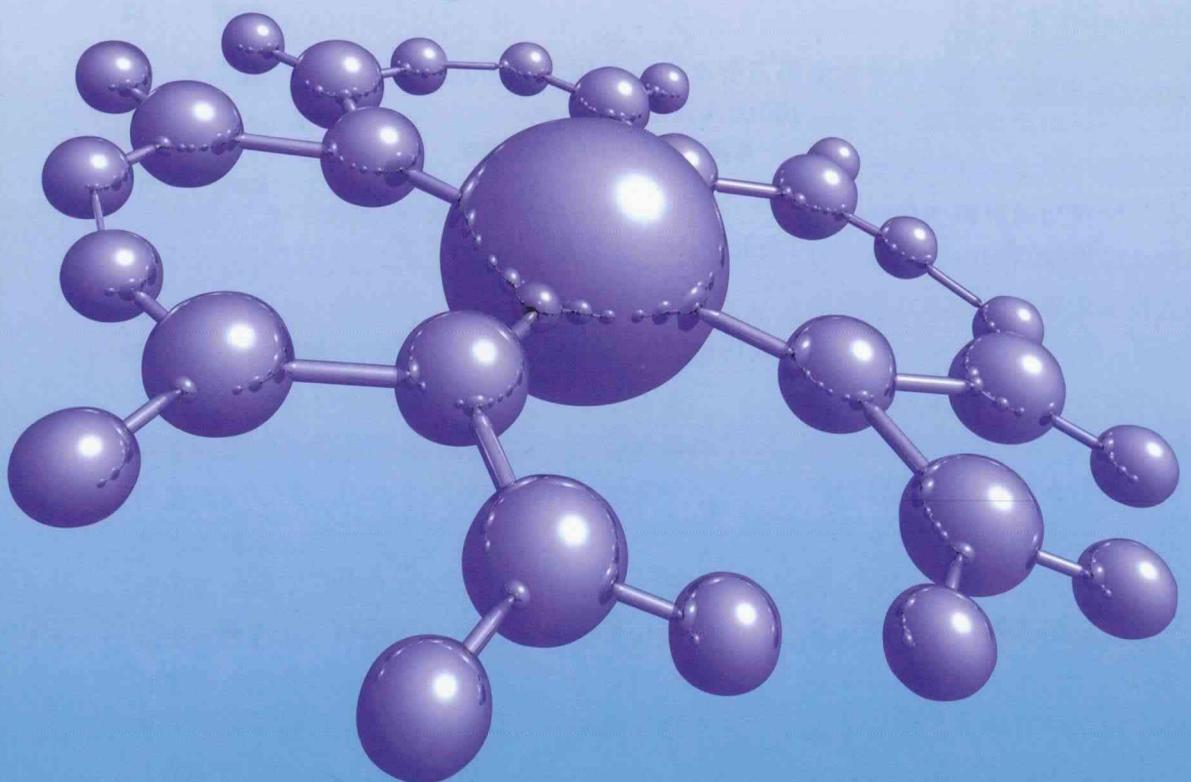
自治研究 かながわ

2007

2

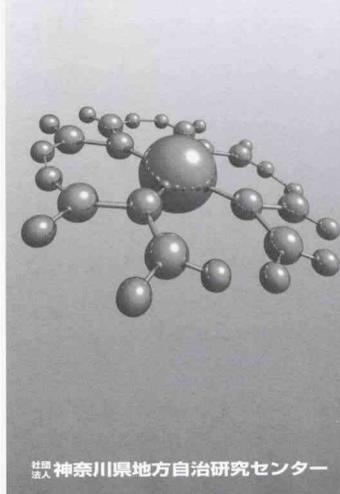
No.98

(通算162号)



- ◆ 第三セクター 全国で、法人、前年度に比して400法人減る――総務省第三セクター調査結果――
- ◆ 地方公務員総数 299万人、30年ぶりに300万人割込
警察と消防を除き、減少続く――総務省定員管理調査結果――
- ◆ 公益法人制度改革とは――その背景と現状を考える
- ◆ 神奈川県市町村合併推進審議会の答申について

自治研究



2007
2

No.98

(通算162号)

◆ 第三セクター全国で法人化制度はじめての法が成立
◆ 地方公務員総数約万人へ30年ぶりに万人減る
◆ 公益法人制度改革とは
◆ 神奈川県市町村合併推進審議会の答申について



もくじ * * * CONTENTS

2006年度第1回県のあり方研究会

神奈川県市町村合併推進審議会の答申について

神奈川県企画部市町村課長 笠井 郁彦1

2006年度第2回地方分権システム研究会

公益法人制度改革とは —その背景と現状を考える—

公認会計士 澤村 廣一8

地方公務員総数299万人、30年ぶりに300万人割込
警察と消防を除き減少続く

—総務省定員管理調査結果—

編集部13

第三セクター全国で9,200法人、前年度に比して
400法人減る

—総務省第三セクター調査結果—

編集部15

Topics・トピックス・とぴっくす17

資料

平成19年度地方財政計画のポイント（総務省）19

2006年度第1回県のあり方研究会（2006年12月22日）

神奈川県市町村合併推進審議会の答申について

神奈川県企画部市町村課長 笠井 郁彦

2006年12月22日に、神奈川県地域労働文化会館で神奈川県地方自治研究センター2006年度第1回県のあり方研究会が行われ、笠井郁彦神奈川県企画部市町村課長により「神奈川県市町村合併推進審議会の答申について」というテーマで報告をいただいた。以下は、その講演をもとに編集部において原稿を作成し、笠井氏が加筆、修正したものである。

政策大学院院長)から知事に答申が出された。

また、相模原市については既に合併することが決定しているが、国の支援を受けるためには、県の構想に位置付けることが必要なため、相模原地域に限定した構想案を先行して作成し、審議会の了承を得た。

1. 審議経過

平成17年4月に「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)が施行された。それまでの旧法との違いについては、市町村の自主的な合併を推進するにあたって、都道府県に一定の役割が位置付けられたことである。具体的には、都道府県は国が示した基本指針に基づいて自主的な市町村の合併を推進するための構想を作成するという位置づけがあり、構想を作成する場合には有識者で構成する審議会を設置し、審議会の意見を聞くこととなっている。このため、平成17年10月に「神奈川県市町村合併推進審議会」を条例で設置した。

その審議会へは、知事からの諮問として、「自主的な市町村合併を推進するための県の取組について」ということで、具体的には合併について検討する地域があるのか、そしてある場合には組み合わせはどうのように考えられるか、さらに自主的な合併を市町村で推進する場合における県の支援のあり方などであった。平成18年11月までに9回の審議を重ね、11月27日に森田朗会長(東京大学公共

2. 答申要旨

(1)本県における今後の期待される市町村像
答申では、第Ⅱ章に「今後の市町村のあり方」、第Ⅲ章に「今後の期待される市町村像のイメージと県の支援」とあり、これが答申の総論にあたる。また、第Ⅳ章が「合併検討の対象となる市町村の組合せの検討」ということで、6圏域を設定し、圏域ごとに合併検討の方向性としてまとめられている。

審議会では、まず合併について検討する前に、これから分権改革が進み、分権型社会をどのように実現していくのかという議論の中で、基礎自治体である市町村の役割が大きくなるということで、委員が共通認識を持つため、「今後の期待される市町村像」を市町村の持つべき行政権能、行財政効率、規模という3つの視点から議論をした。

議論の結果として、求められる権能という視点では、住民に最も身近な基礎自治体として、できるだけ住民のニーズを踏まえ地域の課題を解決するための行政サービスを市町村が自立的・完結的に提供できるようにし、またそれを支えるための財政基盤の強化が必要であるとした。行財政効率については、少子高齢化、人口減少が始っている中で、医療や福祉をはじめとした住民のニーズが拡大してきているものの、収入の面で税金を納める生産年齢人口が減少してきているという厳しい環境において、住民に身近な基礎自治体として住民の求める質の高い行政サービスを安定的に提供していく行政体制の整備が必要であるとした。規模については、傾向的にみて人口規模が小さい市町村ほど人口一人あたりの人事費を含めた歳出額が多くなる傾向があり、人口規模の大きさと行財政運営の効率性については一定程度の規模まで概ね比例する関係があるということで、行政サービスをより効率的、効果的に供給していくという観点から、規模の拡大が一定の効果をもたらすとしている。県内の市町村別に人口一人あたりの歳出額を算出すると、人口5万人をきると歳出額が突出し人口が増えれば下がってくるという傾向がみられる。

審議会としては、以上の3つの要請を実現する基礎自治体を作っていくという視点において、市町村合併が極めて有効な一つの手段であるというまとめをした。

(2) 本県における合併検討の視点

次に審議会では、神奈川県における合併検討は、どのような視点で行うかという議論を行った。国が示した指針においては、合併検討の視点として(a)生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村、(b)更に充実した行政権能を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村、(c)おおね

む人口1万未満を目安とする小規模な市町村、の3点があげられている。審議会では、議論の中で本県は(b)の視点で合併を検討することが本県の市町村の実情を踏まえたときに望ましいのではないかという整理をした。

具体的には、圏域全ての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・総合的に展開し得る規模として、中核市相当あるいはそれ以上の粒の揃った都市を志向し、これにふさわしい行政権能・行財政基盤の整備に向けた取組が必要であり、また本県市町村は他県の市町村に比べて財政力もあるため、本県の合併検討はこのような視点から議論することが現実的であるという整理である。

(3) 今後の期待される市町村像のイメージ

審議会の中で、以上のような市町村が仮にできたとしたらどのようなことができるのか、また地域の活性化、活力ある地域づくりとして何ができるか、というようなことを議論してはどうかという話が出た。しかし、審議会としてそこまでの地域ごとの議論は難しいとして、期待される市町村像のイメージとして整理を行った。

このような市町村が実現すれば、次のようなさまざまな可能性が見いだされるとしている。

第1に、多様な地域資源を活用した新たなまちづくりの展開である。例えば、それぞれの市町村が持っている自然や土地、産業基盤、観光資源などの地域資源、地域特性を新たに大きなエリアで組み合わせることで、個別の市町村ではなかなか為し得なかった多様な地域資源の一体的、効果的な活用、広域的な土地利用などの可能性を大きく広げることになるため、これまでのまちづくりの考え方を大きく転換できる可能性があるというものである。

第2に、道州制時代にも対応できる市町村

像の発信である。審議会の中で、道州制の検討もにらみながら市町村合併を整理すべきという議論もあった。しかし、道州制については平成18年2月に第28次地方制度調査会で答申が出されたばかりであり、具体的な議論が見えていない部分があるが、市町村合併については合併新法の下で平成22年3月までに一定の結論を出すことで進めるよう国からの要請もあることから、道州制と市町村合併のスピードが合わないため、道州制の議論はせずに残された課題として整理した。ただし、道州制については安倍内閣になってから道州制担当大臣がおかれており、平成19年の参議院選挙の前に自民党で道州制ビジョンを作ることであるため、今後動き出す可能性はある。いずれにしても、道州制が実現されると都道府県が廃止され、より大くくりな道や州がおかされることとなる。そうすると、対住民のサービスが道や州ではほとんど実施できないということになるので、基礎自治体の役割が大きくなってくることが予想される。この市町村合併の検討は道州制をにらんで検討したわけではないが、仮に道州制が進んだとしても方向性としては違っていないのではないかということで、道州制時代にも対応できる市町村像の発信ができるのではないかというまとめとなっている。

第3に、総合的な施策展開である。今の大都市制度をみると、中核市が比較的バランスよく住民に関わる生活分野についての権限を持っている。例えば、福祉政策と保健・医療政策を組み合わせた総合的な施策展開が可能になるし、またまちづくり、都市計画に関する権限もあるため、環境政策と調和させたようなまちづくりを市町村の主体的な判断ができるようになる。このように、市町村にとって施策展開の選択肢が大きく広がることとなるというものである。

第4に、合併によるスケールメリットの一

層の発揮である。これは、よく合併の議論をする際にスケールメリットがあるという話がされ、長、特別職、議員定数などの削減といういわゆる合併における一般的な効果も出てくるものと考えられる。また、今後は企画・立案などの戦略を練るセクションが重要となるが、町村などではそのために必要な課の組織が分化していないことから、一人の職員が何役もこなさないと組織がまわらないような状況が生じている。このため、地域にとってあらたな課題が生じたときに、自ら課題を把握してその解決のための施策を立案することが難しいという現状がある。合併のスケールメリットを活かせば、職員を必要な部署にも配置できることとなる。

(4) 今後の期待される県の支援

神奈川の市町村が合併し、すべてが中核市以上を目指すこととなると、県にも変化が求められる。県と市町村の役割分担も大きく変わってくるはずである。従来、市町村合併は「市町村の取組」としてのみ捉えられる傾向があり、県の支援策は市町村合併を検討する市町村に対する財政支援に止まることが多かった。しかし、審議会では、市町村合併は県のあり方にも影響を与えるものであることから、県にあっては、「市町村合併を『市町村の取組』とだけ捉えるのではなく、『県・市町村の協調した取組』と認識し、新たなまちづくりの可能性を高めるために必要な権限の移譲や、それを支える人的・財政的な支援策の大膽な実施など、総合的な支援が期待される」としている。

このため、県としては、今後このような観点で具体的にどのような支援ができるかということを詰めていかなければならない。市町村側にとっても、合併検討をしてくださいといったときに、「県はどのような支援を行うのか」という話が出てくるため、県のあり方も

変わるという認識で市町村と一緒に議論しないと進まないだろうと考えている。

(5)合併検討の対象となる市町村の組合せの検討

1)市町村の結び付きの度合いに着目した市町村群の検討

新聞で審議会の途中経過が記事になり、6つの圏域が示されていた。知事からは神奈川の場合どのような視点で合併検討をするのがよいのか、その場合に合併検討が必要な地域はどこか、組合せはどのように考えられるかという質問がなされた。審議会では、総論の議論をした後に各論に入ったが、委員から組合せを検討するためには、その前提となる判断材料が必要との意見があった。そこで、具体組合せの議論をする前に、県内市町村の結びつき調査をし、比較的結び付きが強い市町村のグループを検討した結果、6つの圏域を設定した(下図、下表)。ただし、これが即合併の組合せではなく、各圏域ごとにどのような合併検討の方向性が考えられるのかを検

討した。

県内市町村の結び付き調査では、①生活指標(通勤・通学、買物、私用移動、高齢者移動、人口流入など)、②業務指標(業務移動など)、③産業指標(JA所管区域、商工会構成区域など)、④行政指標(二次保健医療圏、地域県政総合センター所管区域、旧郡区域など)という公表されている統計データを収集し、クラスター分析を用いて2通りの分析をした。

第1に、①生活と②業務の2指標のみで分析し、住民や民間企業の活動から判断したものである。第2に、①生活から④行政までの全ての指標を使用して総合的に判断したものである。

また、距離係数を用いて結び付きの強さごとに組合せを検討した。距離係数は1.0、1.5、2.0の3段階で検討した。距離係数1.0は結び付きが比較的強いレベル、2.0は相当弱くみた結び付き、1.5はその中間である。

生活・業務圏分析を距離係数1.0でみると、湯河原町・真鶴町、南足柄市・開成町、茅ヶ崎市・寒川町、逗子市・葉山町、横須賀市・

図 市町村の組合せの6圏域



注：中井町は、総合分析と生活・業務圏分析において結びつく市町村群が異なるため、圏域2と5の双方に重複させている。

①綾瀬市、②海老名市、③寒川町、④城山町、⑤二宮町、⑥大井町、⑦開成町、⑧真鶴町

表 6つの圏域の人口と行政区域面積

圏域	市町村名	人口(人)	行政区域面積(km ²)
1	相模原市、城山町、藤野町	701,630	328.84
2	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	361,105	635.29
3	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町	565,603	167.36
4	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村 (厚木市、愛川町、清川村) (大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)	822,880 (267,955) (554,925)	292.81 (199.41) (93.40)
5	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町	600,864	273.34
6	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	843,049	158.29

注：中井町は、総合分析と生活・業務圏分析において結びつく市町村群が異なるため、圏域2と5の双方に重複させている。

圏域4については、相模川以東と以西で生活圏が異なる結果が出たため、3パターン示した。

三浦市、綾瀬市・海老名市、厚木市・清川村、相模原市・城山町が結び付いているが、その他の市町村では結び付きがみられなかった。距離係数を 1.5 でみると、足柄上郡、足柄下郡など結び付きが変わってくるが、伊勢原市、大和市などは結び付きがみられなかった。審議会では、全ての市町村をいづれかのグループに入れて圏域を作成し、圏域の中で合併検討の方向性を議論することとしたため、相当緩い結び付きである距離係数 2.0 を採用した。

総合分析でも、距離係数 1.0 では湯河原町・真鶴町、南足柄市・山北町・開成町・松田町・大井町、茅ヶ崎市・寒川町などの結び付きがみられたが、秦野市、鎌倉市など結び付きが見られない市町村もあった。距離係数 1.5 では、鎌倉市ののみが結び付かなかった。距離係数 2.0 でみると鎌倉市は、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町と結び付いた。

審議会では、合併検討の組合せの前提とするような緩いフレームを設定する際に、生活・業務圏分析と総合分析のどちらを使用するかを議論したが、やはり全ての指標を総合化した総合分析の方が現実的ではないかということ、また町村などでは一部事務組合などの共同処理の仕組みがあることからこれらも踏まえた中でグループ化した方が良いだろうということで総合分析を採用した。ただし、中井町については、総合分析では県西地区に入るが、生活・業務圏分析では秦野市との結び付きが強いため、2 つの圏域の双方に入れた。

なお、審議会では、この圏域の中だけで合

併を検討するのではなく、圏域を越えた組合せも考えられるため、この点についても誤解のないように注記することとした。

2) それぞれの圏域の特徴と今後の合併検討の方向性

以上 の方法で設定した 6 つの圏域を前提に、それぞれどのような合併検討の方向性があるのかということを審議会で議論した。その結果は次のとおりであるが、時間の制約もあるので、圏域 2を中心にお話することとした。

i) 圏域 1

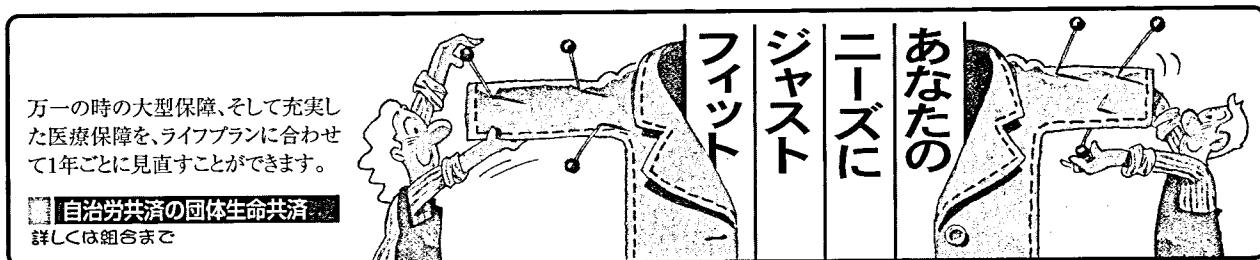
圏域 1 は、相模原地域で合併が既に決定している。

ii) 圏域 2

圏域 2 は、県西部の 2 市 8 町である。この圏域は 6 圏域の中では最も面積が広くなる一方、総人口は約 36 万人と最少である。また、本県の総人口が緩やかに増加している中にあって、圏域全体の総人口は既に減少している上、今後の人口減少率は 6 圏域中最も高い。

そして、高齢化率も圏域 3 に次いで高くなる（平成 42 年には 31.5%）と推定されており、今後人口減少、少子高齢化の課題に最も直面する地域であるとされている。

なお、この人口の推計については、平成 12 年の国勢調査をもとに国立社会保障・人口問題研究所が平成 15 年に推計した将来人口推計を使用している。平成 17 年の国勢調査をもとにした推計が今後出されるが、傾向としては大きく変わらないと考える。



この圏域の特徴として、他の圏域よりも東京・横浜・川崎圏への通勤、通学の割合が相対的に少なく、住民の生活圏は小田原市を中心形成されていることがある。各市町村の通勤・通学圏についてみると、南足柄市、真鶴町、大井町は20%以上、山北町、開成町、松田町、湯河原町では10%以上が小田原市へ行っている。また、企業や事業所における販売・仕入れなどの業務移動では、箱根町が20%以上、開成町、松田町、大井町、湯河原町が10%以上と小田原市を中心に動いているといえる。

国の方で、合併検討において住民の生活圏と行政区域を合わせるという視点があったが、それがピッタリ合うのは神奈川県ではこの圏域だけである。他の圏域は、交通の便が良いため、東京23区や政令指定都市への移動が多くなっている。3大都市圏以外の県では、生活圏が県内で一定の都市を中心に形成されているが、本県ではそれがほとんどあてはまらず、唯一圏域2だけが傾向的にあてはまる。このため、審議会では合併検討の視点で、住民の生活圏と行政区域を合わせるといつても、神奈川では難しいことから、これから分権型社会における自治の仕組みは市町村が中心に担うことで、現在、二層制で県と市町村があるが、地域の課題に総合的に対応するためには、住民に身近な市町村を優先にして、市町村の自治権を強くすべきという認識で合併検討を行うこととした。

また、審議会で審議するにあたって、合併の当事者である首長や議員がどう考えているのかを明らかにするために、政令市2市を除いた市町村を対象にアンケート調査を実施した。回収率は、首長が100%、議員は46.6%であった。県西地域における議員は、合併検討の必要性について「今、すぐに検討を始める必要がある」が40%、これに「近い将来、検討を始める必要が生じる」を合わせると

85%となり、6つの圏域で最も高い数値になっている。首長でも全員が「近い将来、検討を始める必要が生じる」と回答している。

これらのことから、答申では、「この圏域は、小田原市を除くと5万人に満たない中小規模の市町により構成されているうえ、6つの圏域の中では少子高齢化の進行が最も著しいという特徴があります。このような状況下では、機運が熟した市町が先行して合併したとしても、住民の高度化・多様化するニーズに的確に対応できる体制を作り上げることは難しいと考えられます」とされている。

また、圏域内でゴミ処理や消防などの広域連携が進んでいることは、「広域連携関係事務を全て市の事務として統合が可能であるということでもあり、この点で一定程度の経費削減が実現できるメリットがあるとも言えます」とされ、この結果、「この圏域については、全ての市町が県西部における中核市となることを視野に入れて、一体となって合併を検討すべきであると考えられます」としている。

Ⅲ) 圏域3

市町村合併に関するアンケートにおける合併検討の必要性をみると、議員では「今、すぐに検討を始める必要がある」が13%となっている一方、「将来的にも、検討の必要性は生じない」が38%と高くなっている。また、首長についても、4人中3人が「将来的にも、検討の必要性は生じない」と回答している。

審議会の委員からも、各圏域一律にこのような組み合わせが考えられるというようなまとめは難しいという意見がでた。このため、答申では、この圏域の今後の合併検討の方向性としては、「市町村長、議員は合併検討の必要性は感じていない傾向にありますが、今後、この圏域の市町が将来を見据え、合併検討を望む状況になれば、横須賀市がリーダーシップを発揮し、圏域一帯となつたまちづくりを検討できる可能性も大きいと言えます」とい

うまとめをしている。

iv) 圏域 4

この圏域は、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村となるが、生活業務圏分析では相模川を挟んで東西に分かれる。むしろ、住民の生活圏の視点で見て相模川の以東と以西で分けたほうがよいという結論となった。

答申では、今後の合併検討の方向性としては、厚木市を中心とした相模川以西のグループと、大和市を中心とした以東のグループそれぞれにおいて、段階的に合併を検討することが現実的であるとされている。

v) 圏域 5

中井町は、圏域 2 と両方に入っている。答申では、この圏域の方向性については、「3 市 3 町が一体となって合併検討に向けた取組を進めることができます」と期待されますが、『神奈川県内市町村の結び付きに関する調査』によれば、平塚市と秦野市にそれぞれ拠点性が認められることから、この両市を中心として、中核市規模を視野に入れた段階的合併を検討することも考えられます」と、一律な考え方にはなっていない。

vi) 圏域 6

この圏域は面積では最少であるが、総人口は約 84 万人で 6 圏域中最大となる。藤沢市は平成 18 年 4 月から保健所政令市になっており、中核市の指定を受けてはいないものの実質的には中核市の規模となっている。また、茅ヶ崎市と鎌倉市にも一定の拠点性が認められ、複数の拠点を有する圏域である。

このため、答申では、今後の合併検討の方向性としては、「藤沢市は既に中核市並みの規模であり、鎌倉市は『神奈川県内市町村の結び付きに関する調査』において、最後に他の市町と結び付くという特徴があります。こうした状況を踏まえると、地理的にも行政的にも、圏域内で比較的結び付きが強い茅ヶ崎市

と寒川町が、先行して合併を検討し、将来を見据えた行政体制を整備することが現実的であるとも考えられます」というようにまとめられており、圏域 2 以外では合併の組合せが明確には示されていない。

3. 答申後の県の対応について

審議会では、知事からの諮問『自主的な市町村合併を推進するための県の取組について』を踏まえ、9 回にわたる調査・審議を重ね、答申をまとめたが、今後の県内市町村の合併については、圏域ごとにその方向性を示すにとどまっている。「今後、神奈川県が『自主的な市町村の合併の推進に関する構想』を策定するにあたっては、市町村合併が市町村の自主的な判断によるものであることを踏まえ、まず、市町村や地域住民及び議会等に、答申の内容を理解いただくとともに、その意見を十分に聴く必要があると考えます」とするとともに、「合併新法の期限が平成 21 年度末であることから、県の『構想』は、可能な限り早期に策定し、県としての考え方をしっかりと示すことが必要です」としている。

そこで、県としては、このような答申の考え方を踏まえて、12 月 27 日に市町村に集まっていただいて、答申の中身を説明し、市町村との意見交換を始めようと思っている。さらに、19 年早々から、市町村、議会、その他関係団体に出向き、答申の考え方を説明し、県民の意見を聴いた上で、構想案をまとめていきたいと考えている。

合併新法の枠組みでは、県が構想を策定するときには審議会に再度はかるかたちとなっているため、構想案がまとまり次第、審議会ではかった上で、平成 19 年度のできるだけ早い時期を目標に構想としてまとめていきたいと考えている。

2006 年度第 2 回地方分権システム研究会（2006 年 12 月 19 日）

公益法人制度改革とは—その背景と現状を考える

公認会計士 澤村 廣一

2006 年 12 月 19 日に、神奈川県地域労働文化会館で神奈川県地方自治研究センター 2006 年度第 2 回地方分権システム研究会が行われ、澤村廣一公認会計士により「公益法人制度改革とは—その背景と現状を考える」というテーマで報告をいただいた。以下は、その講演をもとに編集部において原稿を作成し、澤村先生が加筆、修正をしたものである。

1. 公益法人制度改革の背景

公益法人制度改革は、行政庁の側からみるといわゆる公益法人物門の活動をさらに活性化するために制度を確立せよという目的がある。これまでには、役所主導型であったものを民間の方でさらに有効に活用できるかたちにしたいということがいわれている。

そもそも、公益法人制度改革が始った背景は、公益法人に主務官庁の資金が補助金等で流れていたことが行政改革の阻害となっていることがある。また、民間において日本では寄付文化が育っていないこともあるが、民間の資金について、税制も含めて改革が行われないため、円滑に公益の部門に資金が流れこないということに従来から批判があったことも影響している。

今回の制度改革は、民法 34 条法人の公益法人を対象としており、改革が行われたのは、中間法人と民法 34 条法人の社団・財團である。非営利法人という言い方をすると、宗教法人、社会福祉法人、学校法人、NPO 法人などがあるが、法人の形態としては基本的には同じである。しかし、宗教法人については、

対象外となり、NPO 法人はできてから時間がたっておらず、社会福祉法人と学校法人はあまりにも特定化されているため改革に馴染まないということで、中間法人、社団・財團法人のみが改革の対象となった。

2. 公益法人制度改革の概要

(1) 公益法人制度改革における変更点

従来は、公益法人を作ろうとするときには、主務官庁と話し合いをして法人の活動目的・内容、財源などの事業計画を出し、承認をもらい設立認可を取るというように、主務官庁が全ての権限を持っていたといえる。つまり、逆に言うと主務官庁は外郭団体を非常に作りやすかったといえる。そこで、このままでは公益部門（ノンプロフィット部門）の活動がうまくできないであろうということで、アメリカの公益法人制度、イギリスのチャリティー制度などの欧米型の制度を検討して制度改革をした。

その結果として、ノンプロフィットの団体を設立しようとする場合は、一定条件があればすぐに許可をすることとした（一般社団法人、一般財團法人）。また、寄付を出す人が非

課税で出せたり、活動形態として非課税を認める法人を設立する場合には、省庁で承認することはやめて、民間有識者による第三者機関を設置して判定する別の団体とすることにした（公益社団法人、公益財団法人）。判定については、設立後3年もしくは5年ごとに見直しをして、活動が当初の認可の内容と異なるようであれば次は更改しない、問題がなければ継続することでできるようにした。つまり、公益の認定は各都道府県、各省庁ではなく、それぞれの公益認定の委員会で、法律に基づき同一の判断ができるよう制度化しようとしている。

税との関係では、公益認定を受けた団体は新しい税制の適用を受けることになる。しかし、税制の詳細については、現在全く検討されておらず、細かい基準ができていない。詳細が決定するのは、2007年夏頃になりそうだ。

新制度においては、一般社団法人・一般財団法人については、行政庁による監督なしで、設立も登記のみで自由にでき、活動内容も自由である。その代わり、財務財産の処分を出资者にもどすなどの剩余金の分配はできない。一方で、公益社団法人・公益財団法人の認可を取ろうとした場合は、一定の行政庁の監督があるが、税制の優遇措置がとられる。つまり、法人については一般から公益、公益から一般など法人の認定が動くことが考えられる。会計については、これまでの公益法人は収支計算、一般企業は企業会計でやっているが、税は基本的には企業会計のロジックの中で課税額を決めている。公益と一般とで同じロジックにしていないと、組織が変わったから会計制度を変えるということでは煩雑なことになるため、現在会計制度について検討している最中である。

（2）一般社団法人・一般財団法人

一般社団法人の設立には、定款を作成し、

2名以上の社員がいる必要がある。また、組織については、理事（任期2年以内）、社員総会は必置であり、社員総会において、ガバナンスしてコントロールする。ただし、社員総会はいつも開催するわけにはいかないため、必要であれば理事会等を設置し、円滑な行使をする必要がある。そして、事業年度ごとの決算書類の公開が原則となる。

一般財団法人は、ファンダが基礎になるため、設立時に300万円以上の財産の拠出が必要となる。この300万円というのは、昔の有限会社法の最低資本金が300万円であったことを援用している。組織については、財団であるため社員総会ができない。しかし、理事会だけで運営することとなると、小数の人員で運営することとなることからガバナンスとしてよくないため、社員総会の代わりとして評議員（任期4年、定款で6年まで伸長可）会を設置し、執行機関として理事会をおくことが決められている。

一般財団・社団法人の共通項目として、負債総額200億円以上の大規模法人については、商法においても会計監査人を置いて会計監査を受けることになっているが、イコールフィッティングの観点から商法のベースで揃えようということで、同様に会計監査人を置いて会計監査を受けることとした。

（3）公益社団法人・公益財団法人

公益社団法人・公益財団法人の認定を受ける際には、複数の都道府県にまたがる活動をする場合は内閣総理大臣、都道府県内における活動の場合は各都道府県知事に申請する。認定基準としては、公益事業を行うことを主たる目的としていること、収入が事業形態と適切なバランスにあること、公益目的事業比率が50/100以上であること、遊休財産が一定額を超えないこと、同一親族等が理事又は監事の1/3以下であることなどがある。欠格事由

としては、暴力団員等が支配している法人、滞納処分終了後 3 年を経過していない法人、認定取り消し後 5 年を経過していない法人などがある。

これらの項目について、国や地方公共団体の公益認定委員会で承認されれば、公益社団・公益財団の認定を受けることができる。ただし、主な認定基準に書かれたことと同様の活動を今後も継続させる必要があり、また主務官庁、都道府県に報告し、調査、監督を受けることになる。

3. 現行の公益法人の移行の仕組み

(1) 公益社団・財団法人への移行

平成 18 年 6 月 2 日に法律が公布され、2 年 6 ヶ月以内に施行されることとされている。なるべく早く施行したいという話があったが、なかなか難しいということで、平成 20 年 12 月 1 日の限度いっぱいの施行となりそうだ。移行期間は、2、3 年の短期間で移行できるかと考えると、今の公益法人から一般社団・財団に移行せざるを得ない法人も相当数見られることから、今ある財産を円滑に使っていくためには短期間での移行は困難であるため、比較的長期の 5 年間となりそうである。

公益法人としてそのまま移行できる法人については、いつでも申請をすれば認定されるであろうから、それほど気にすることはないといえる。通常、このような法人がほとんどのはずである。しかし、公益財団・公益社団へ移行することが難しいと思われるような法人については、公益目的支出計画を作成し、移行日現在の財産を移行期間満了までに公益の目的に使用するようにとされている。しかし、公益の目的に限定されることから短期間で使用することは簡単な話ではないため、こうした方向を選択するのであれば、かなり多くの時期から覚悟を決めて公益目的支出計画

に基づいて支出し、円滑に一般財団に移行する手続きをせざるを得ない。

また、省庁の外郭団体、都道府県等の社団・財団が相当数あるが、これらについてどうするかということがそれぞれ自分たちで決められていない。場合によっては、半分は公益で半分は違うというようなボーダーラインにいるような法人がかなりあると思われるため、それらの法人については所轄の省庁と話し合って判断基準を明確化させる必要がある。

移行期間内においては、法律が施行された後は、特例民法法人（特例社団法人・特例財団法人）という名前の下に、現在の公益法人が 5 年間は生きていくことになるが、表示上はこれまでの財団・社団を使用してかまわないとされているため、実際に移行期間内は従来と変わらない内容で運営することもできる。しかし、組織形態などについてはいろいろ変更されるため、移行期間後、組織形態については見直しをしたほうがよいと思われる。

この期間に、公益財団・社団への認可をするが、うまくいかなければ申請は何回でもすることができる。それでも認定されなかつた場合は、一般財団・社団に移行しなければならないが、その際に移行手続きが必要になる。

(2) 一般財団・社団法人への移行と公益目的支出計画

これまででは、非課税など、税における特典を受けながら財産形成をしてきているため、ストレートに一般財団・社団に移行するわけにはいかないという考え方がある。国からの財政的援助を受けている以上は、それによって貯めている資金を公益目的に使用しなければ困るということが法律上の立場である。このため、公益目的支出計画を作成し、その資金を吐き出すこととしている。

しかし、この計画が難しいところである。公益目的支出計画の作成において、どれだけ

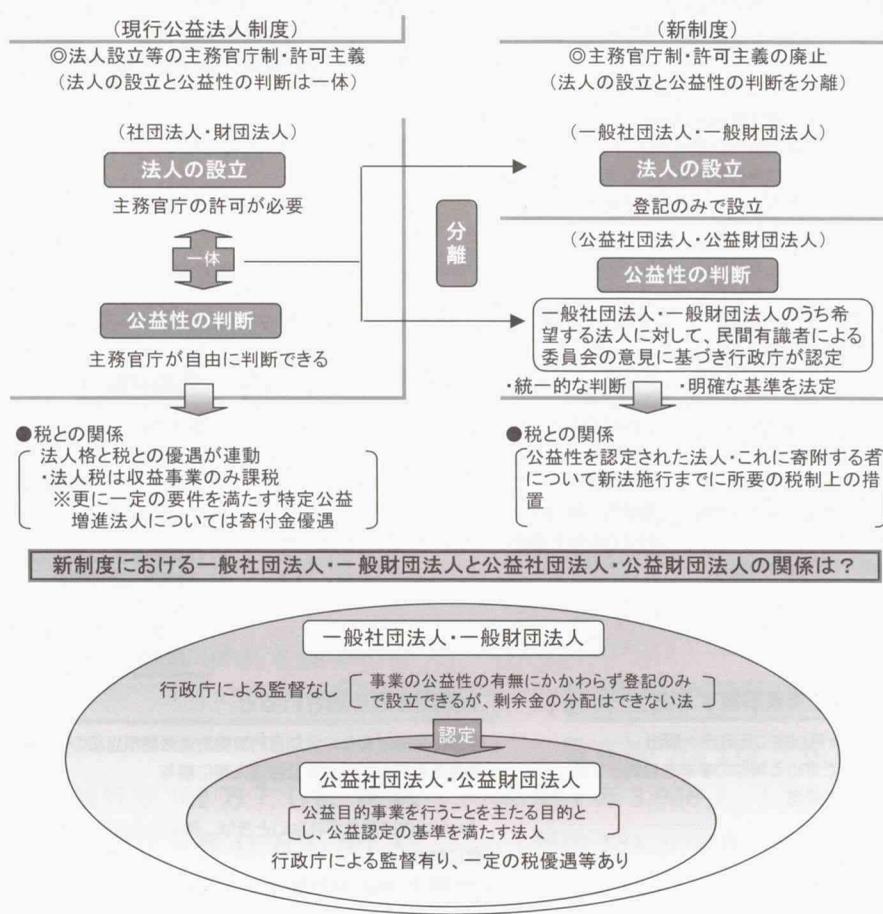
吐き出せばよいかという認定があり、たとえば現金だけで基本財産を持っておりほかにない場合は特に問題はないが、土地や建物、株式を持っている場合は額の算定をどうするのであろうか。不動産については、価格は時価、路線価、公示価格、固定資産税の評価額などがあり、かつ、価格は変動する。移行時の価格とされているが、売却時に値段が上昇したときにその上昇分はどうするのかという議論もある。このあたりの価格の測定について、第三者機関が認定するという意見もあるが、それも誰が決めるのかという議論がある。また、「公益」の中身の定義については、主務官庁の承認を得なければならない。

この「価格の測定」と「公益の中身」が公益目的支出計画を作成するに当たっての問題点である。公益法人制度改革の詳細が決まら

ない原因のひとつに、この公益目的支出計画作成における議論が先に進まないことがある。

公益目的支出計画は、現在の行政庁の承認が必要であり、途中で修正する場合も同様に行政庁の認可が必要である。また、法人の中では、各都道府県ごと、主要都市に支部の財団があり東京にそれらの連合体の様なものをおいている場合があるが、それらは合併することにより公益目的を達成する方法もある。または、連合体は公益目的で残し、各都道府県は一般財団に移行するなどのやり方もある。※公益法人制度改革における現在までの決定事項については、行政改革推進本部事務局 Web ページ

(http://www.gyoukaku.go.jp/about/index_ko ueki.html) を参照のこと。



公益法人制度改革の概要（「公益法人制度改革の概要」行政改革推進本部事務局パンフレットより）



公益社団法人・公益財団法人とは？

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業^(※)を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

(※) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業（18ページ参照）であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

☆認定の申請は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行います。

一般社団法人・一般財団法人

申請

内閣総理大臣

- ・事務所が複数の都道府県にある
- ・複数の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款で定めている
- ・国の事務・事業と密接な関連を有する公益目的事業であって、政令で定めるものを行っている

申請

都道府県知事

- ・左記以外の場合

☆次のような条件を満たせば、認定が受けられます。

主な認定基準

- 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
- 公益目的事業比率が50/100以上の見込みか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か
- 認定取消し等の場合公益目的で取得した財産の残額^(※)相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する旨を定款で定めているか 等

(※) 公益認定以後に取得した公益目的事業のために使用・処分すべき財産のうち未だ費消し、又は譲渡していないものの額等

欠格事由

- 暴力団員等が支配している法人
- 滞納処分終了後3年を経過しない法人
- 認定取消し後5年を経過しない法人 等



☆認定を受けると、このような効果が与えられます。

☆認定を受けると、守らなければならないことがあります。

遵守事項

- 「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用
- 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる（新法施行までに所要の措置）
- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額は一定額を超えないこと
- 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置き、閲覧、行政庁へ提出 等

監督措置

- 報告徴収
- 立入検査
- 勧告・命令
- 認定の取消し

○報告徴収、立入検査は委員会等が実施
○必要な措置を講ずるよう内閣総理大臣又は都道府県知事に勧告

☆認定を受けたまま解散すると・・・

- 解散の日から1ヶ月以内に行政庁へ届出
- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

☆認定を取り消されると・・・

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与
- ↓
1ヶ月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与
- 認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続

公益認定等委員会（国）／合議制の機関（都道府県）

出典：行政改革推進本部事務局「公益法人制度改革の概要」

地方公務員総数 299 万人、30 年ぶりに 300 万人割込 警察と消防を除き減少続く —総務省定員管理調査結果—

編集部

1. 地方公務員総数は、30 年ぶりに 300 万人を割る

2006 年 12 月 26 日に発表された総務省の「平成 18 年度地方公共団体定員管理調査結果の概要」によれば、2006 年 4 月 1 日現在の地方公務員総数は、299 万 8,402 人で、1976 年以来 30 年ぶりに 300 万人を割り込んだ。

地方公務員数は、1994 年の 328 万 2,492 人をピークに 1995 年から減少に転じ、以後減少し続けている。2006 年の対前年減少数は 4 万 3,720 人と過去最大の削減幅で、この間の減少数の累積は、28 万 2,492 人となっている。

総括的に見ると、「骨太方針 2006」に基づく定員純減目標 5.7% 超に対して、初年度は 1.4% 減となった。

また、一般行政部門、公営企業部門では組織見直し、民間移譲・委托等により過去最大の減少となっている。

警察部門及び消防部門はひきつづき増加している。

団体別にみても職員数はいずれも減少している。

2. 部門別では、一般行政 102 万 7,128、特別行政 155 万 9,573、公営企業等 41 万 1,701 人

地方公務員総数に占める部門別の割合は、一般行政部門が 34.3%、特別行政部門が

52.0%、公営企業等会計部門 13.7% となっており、特別行政部門だけで全体の半数を超えている。

(1) 一般行政部門

一般行政部門 (*1) は、102 万 7,128 人で昨年に比して 2 万 1,732 人、2.1% 減となった。1995 年の 117 万 4,838 人をピークに 1996 年以後減少に転じ、続いている。

この間の累積減少数は 14 万 7,710 人となっている。

*1: 議会、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生等職員をいう。

(2) 特別行政部門

特別行政部門 (*2) は、155 万 9,573 人で昨年に比して 1 万 74 人、0.6% の減となった。1987 年の 168 万 5,790 人をピークに 1988 年から減少に転じ、続いている。

*2: 教育、警察、消防職員をいう

【教育部門】

教育部門は 112 万 5,715 人で昨年に比して 1 万 3,968 人、1.2% の減となった。1984 年の 131 万 116 人をピークに 1985 年から減少に転じ、続いている。

教育部門は、少子化の影響を受けてこの間減少を続けている。この間の累積減少数

は 17 万 1,385 人となっている。

【警察部門】

警察部門は 27 万 7,543 人で昨年に比して 3,752 人、1.2% の増となった。年次によって若干の違いはあるが、ほぼ増加し続けている。

【消防部門】

消防部門 15 万 6,316 人で昨年に比して 622 人、0.4% の増となった。消防職員は、この間一貫して増え続けている。

特別行政部門は、治安や防災に対する強化がいわれる中で、警察や消防部門の職員数が増加しているものの、教育部門の削減が大きく影響し、全体としては減少し続けている。

(3) 公営企業等会計部門

公営企業等会計部門 (*3) は、41 万 1,914 人で昨年に比して 1 万 1,914 人、2.85% の減となった。この部門は、1997 年の 43 万 3,148 人をピークに 1998 年以後減少に転じ、続いている。

公営企業部門の内訳は未だ公表されていないが、2005 年までのデータでは、公営水道・交通事業の削減が大変大きく、下水道事業も 1997 年以後減少に転じている。また、病院事業は、2004 年をピークに減少に転じている。

公営企業は、事業の廃止、民間譲渡等の経営形態の見直しや事業の民間委託などの動きが強まっており、この傾向はいっそう加速するものと思われる。

*3: 独立採算を基調として事業が運営されている公営水道・交通・病院等職員をいう。

3. 団体別では、都道府県 159 万 6,305 人、市区町村 140 万 2,097 人

(1) 都道府県

都道府県職員総数は、159 万 6,305 人で、昨年に比して 1 万 3,323 人、0.8% 減となった。1987 年の 174 万 4,787 人をピークに若干のばらつきはあるが 1992 年以後は一貫して減少を続けている。

部門別に見ると、一般行政職員は、27 万 1,834 人で昨年に比して 1.9% 減でこの間減少し続けている。教育部門は、93 万 4,834 人で同じく 5,687 人、0.6% 減となっている。警察部門は、27 万 7,543 人で同じく 3,272 人の増となっており、2006 年にはじめて警察職員数が一般行政職員数を上回った。

今後、警察を除く部門の減少が続くことが予想される。

(2) 市区町村

市区町村職員総数は、140 万 2,097 人で、昨年に比して 3 万 397 人、2.1% の減となった。1996 年の 155 万 4,581 人をピークに減少に転じ、続いている。

この間の市町村合併の影響あるいは「純減方針」が予定通り進行すれば、今後、減少幅は大きくなると思われる。

部門別に見ると、一般行政職員が 75 万 5,269 人で昨年に比して 1 万 6,60 人、2.2% の減となった。教育部門は、19 万 881 人で同じく 8,281 人、4.2% 減となった。消防部門は 13 万 7,824 人で同じく 556 人 0.4% 増となった。公営企業部門は、31 万 8,123 人で同じく 6,069 人、1.9% 減となった。

第三セクター全国で9,200法人、前年度に比して400法人減る —総務省第三セクター調査結果—

編集部

3. 役職員は31万9千人

1. 全国で9,208法人

2006年12月27日に発表された総務省の「第三セクター等の状況に関する調査結果」によれば、2006年3月31日現在の第三セクター(*1)は9,208法人で、商法法人3,790、民法法人4,183、地方三公社1,227法人、地方独立行政法人8となっており、2005年度に比して401法人減少した。

*1:①商法の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社、有限会社のうち地方公共団体等が出資している法人
=商法法人
②民法の規定に基づいて設立された社団法人、財団法人のうち地方公共団体等が出資している法人=民法法人
③地方住宅供給公社、道路公社、土地開発公社=「地方三公社」
④地方独立行政法人(2006年度から)

2. 「地域・都市開発」が1位、次いで「農林水産」、「観光・レジャー」の順

第三セクターの業務分野別では、「地域・都市開発」1,658(1,855)が最も多く、次いで「農林水産」1,410(1,435)、「観光・レジャー」1,375(1,424)、「教育・文化」1,186(1,216)、「その他」1,009(1,035)が上位5位となっている。()内は05年度

役職員総数は、31万8,604人で、うち16.3%が自治体出向者、5.6%が自治体退職者となっている。

役員総数は、11万2,118人で、職員総数は20万6,486人となっている。

地方独立行政法人を除く役職員総数は31万3,205人で前年度に比して1万6,060人減少した。役員については11万2,055人で同じく5,768人減、職員は20万1,150人で同1万292人減となっている。

4. 指定管理者は1,621法人

第三セクター等で公の施設を運営している団体は、2,698法人でそのうち指定管理者となっている法人は、1,621となっている。

法人形態別では、商法法人が695、民法法人が926となっている。

業務分野別では、「観光レジャー」が523と最も多く、次いで「教育・文化」404、「農林水産」234、「地域・都市開発」102、「商工」101、「社会福祉・保健医療」93の順となっている。

本調査は2006年3月31日現在であるが、当センター等が実施した指定管理者制度導入状況調査によれば、2006年4月1日に移行した割合が全体の約9割に上るところから、次年度の調査では大幅に伸びるものと思われる。

5. 全体の約 6 割が黒字、約 4 割が赤字

経常収支の状況は、4,922 法人（62.0%）が黒字、3,019 法人（38.0%）が赤字となっている。（*2）

商法法人のうち 1,791 法人（65.2%）が黒字、957 法人（34.8%）が赤字。

民法法人の内 2,467 法人（62.3%）が黒字、1,491 法人（37.7%）が赤字となっている。

業務分野別では、黒字法人の割合が高いのは、「情報処理」、「その他」、「生活衛生」の順となっている。

赤字法人の割合が高いのは「地域都市開発」、「観光・レジャー」、「商工」、「公害・自然環境保全」の順となっている

*2:①自治体出資割合 25%以上の商法・民法法人②25%未満で財政支援をうけている商法・民法法人③地方三公社④地方独立行政法人のうち休眠もしくは設立間もない 29 法人を除く 7,941 法人が対象

6. 補助金交付法人は全体の約 4 割

自治体から補助金を受けている法人は、3,504 法人で全体の 44.1%、交付総額は 4,780 億円となっている。

商法法人は、548 法人で 395 億 3,100 万円、民法法人は、2,696 法人で 3,481 億 8,000 万円、地方三公社は、252 法人で 394 億 9,900 万円、地方独立行政法人は、8 法人で 507 億 8,100 万円となっている。

業務分野別では、補助金額の割合が最も多いのは、「教育・文化」で「農林水産」、「社会福祉・保健医療」、「商工」、「運輸・道路」の順となっている。

7. 統・廃合は 431 件

2005 年度中に統合もしくは廃止となった

法人は、全体で 431 件、「廃止」が 348 件、「統合」が 83 件となっている。

「廃止」理由の 1 位が「既に事業の目的を達成しているため」（89）、2 位「市町村合併のため」（85）、3 位「指定管理者制度の活用により、業務が失われたため」（68）、4 位「経営状況が低調で、改善が困難であるため」（48）、5 位「その他」（37）、6 位「他に類似の業務を行う第三セクター等があるため」（11）、7 位「経営状況は順調であったが、事業の目的が達成できないため」（10）となっている。

業務分野別では、「地域・都市開発」（124）、「観光・レジャー」（57）、「教育・文化」（40）、「社会福祉・保健医療」（34）、「農林水産」（30）が上位となっている。

統合については、1 位「市町村合併のため」（44）、2 位「組織の効率化、経営の合理化等のため」（30）、等となっている。

8. 法的整理法人は 17 法人

2005 年度中に法的整理を申し立てた法人は、17 法人となっている。法人形態別では商法法人が 14、民法法人が 3 で、業務分野別では、「観光・レジャー」が 8 法人と半数以上を占め、「農林水産」3、「商工」3 などとなっている。

負債額が 100 億円以上の法人は、「(株) 大阪シティドーム 593 億 5,800 万円（大阪市・大阪府）」が最も多く、次いで「りんくうゲートタワービル（株）460 億 8,200 万円（大阪府）」、「(株) スペースワールド 356 億 7,400 万円（北九州市・福岡県）」、「(株) いづみコスモポリス 153 億 2,500 万円（和泉市・大阪府）」となっている。

県内では、「(株) 厚木テレコムパーク 96 億 8,800 万円（厚木市・神奈川県）」となっている。（）内は主な出資団体

Topics・トピックス・とぴっくす

【平成 19 年度予算】

神奈川県の予算額が決定、前年度比-1.1%に。

神奈川県の平成 19 年度当初予算案が、2 月 7 日に発表された。予算額は、一般会計が 1 兆 6,065 億 8,600 万円、特別会計が 8,188 億 6,800 万円、企業会計が 1,656 億 7,900 万円の総計 2 兆 5,911 億 3,300 万円となった。

平成 18 年度に比べると、公共事業等の投資的経費および教育職員や一般職などの人費等を削減し、一般会計においては 174 億 8,900 万円（1.1%）の減額となった。

特に、介護・措置・医療関係費では 6.2% 増とし、優秀な医師の確保と医療水準の向上を目指す「後期臨床研修の実施」、障害者に対する「通所サービス利用促進事業費」、障害者自立支援法の円滑な施行を図るための「障害

者自立支援対策臨時特例基金積立金」などの新規事業を盛り込んだ。

収入では、個人県民税が三位一体改革に伴う税源移譲の影響で、前年比 86.6% の大幅な増加を見込んでいる。その結果、地方交付税は 48% 減となった。

なお、当初予算は、4 月に県知事選挙が実施されることから、骨格予算として編成し、施策の実施にあたって政策的判断を今後に委ねるべき事業については、財源の当初予算計上を留保し、年度中に補正予算を編成して対応することとなっている。（予算の詳細は、<http://www.pref.kanagawa.jp/press/0702/2205/index.html> を参照のこと。）

横浜市の予算額が決定、前年度比 2.4% 増に。

横浜市の平成 19 年度予算案が 1 月 24 日に発表された。予算額は一般会計が 3,300 億円、特別会計が 1 兆 4,029 億円、公営企業会計が 6,643 億円の総計 2 兆 5,041 億円となった。

一般会計では、団塊の世代の退職に伴う退職手当などの人件費、中小企業などへの融資関係事業費等の行政運営費などが軒並み増額となり、前年比 308 億円増（2.4%）となった。

また、新規施策では、危機管理体制の充実強化、いじめ・不登校対策として「児童指導体制強化研

究モデル事業」・「社会的スキル育成のための指導プログラム（横浜プログラム）策定・活用」、バイオ関連企業の立地を促進する「研究開発拠点整備事業」などが盛り込まれた。

収入では、三位一体改革に伴う税源移譲や定率減税の廃止により、個人・法人を合わせた市民税が 15.1% 増となり、その結果、地方譲与税、地方交付税がそれぞれ 63.9%、81.0% の減少となった。（予算の詳細は、[http://www.city.yokohama.jp/me/gyosei/zaisei/yosan/19yosan/index.html](http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/zaisei/yosan/19yosan/index.html) を参照。）

【大都市制度】

相模原市が政令指定都市に移行へ。

1 月 31 日に行われた市議会施政方針演説において、小川勇夫相模原市長が平成 22 年度末

を目途に、政令指定都市へ移行する意思を表明した。政令市移行のための事務担当として、

「都市内分権推進室」を「政令指定都市推進課」とし、移行への準備を進めていくこととした。平成19年度予算（案）では、政令指定都市移行準備調査委託（中枢性・拠点性、将来像、首都圏における役割など）、市民への情報提供資料作成などの政令指定都市推進費として2,635万円を計上した。

相模原市は、平成18年3月に津久井町と相模湖町を編入し、さらに平成19年3月に城山町と藤野町の編入が決定している。これによ

り、新「相模原市」の人口は、701,630人（平成17年国勢調査）となる。近年では、静岡市が人口約70万人で政令指定都市に移行しており、政令指定都市移行への最低基準はクリアしたとして表明した模様だ。

相模原市が政令指定都市に移行すると、神奈川県では横浜市、川崎市について3市目となる。1都道府県内に3つの政令指定都市は、全国でも唯一であり、権限移譲に伴う県の役割についても議論となりそうだ。

【市町村合併】

県西地域合併検討会が設立される。

2月8日に県西2市8町（小田原市、南足柄市、箱根町、湯河原町、真鶴町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）で構成する「県西地域合併検討会」が設立された。この検討会は、県西地域2市8町の枠組みで合併した場合を想定し、合併に伴う諸環境の整理や様々な分野での課題の整理を行い、合併した場合の新たなまちづくりの可能性、将来的な都市像を検討し、これらの情報を住民に提供しながら、平成22年3月末までに合併の方向性を示すことを目的としている。

検討会では、各所管課長らで構成される分科会で現状分析を行い、それを企画所管課長・オブザーバー県職員らで構成する事務局および企画所管職員らで構成されるワーキングにおいて整理した上でとりまとめ、首長ら

で構成される委員会において整理、調整、情報提供をすることとなっている。この結果を、同様に県西2市8町で構成される「県西地域広域市町村圏協議会」に報告する。

県西地域は、2006年11月に県が発表した『神奈川県における自主的な市町村合併を推進するための県の取組について（答申）』において、「全ての市町が県西部における中核市となることを視野に入れて、一体となって合併を検討すべきであると考えられます」とし、その上で県内の6つの圏域の中では「最も合併検討を開始する機運があるとも考えられます」と述べられている（答申の詳細は、本号論文を参照のこと）。首長間で合併への意識の差はみられるものの、今後議論が進むことが予想される。

【指定管理者制度】

横浜市が指定管理者第三者評価機関を発表。

横浜市が、2月2日に公の施設の指定管理者の運営状況について、民間評価機関を活用した第三者評価を実施するための評価機関を発表した。評価機関は1月に公募され、評価員等養成研修を受けた上で選定された。評価機関には、民間研究所、福祉サービス第三者評価機関、NPO法人など19団体が選定された。

2006年度は、指定管理者制度が導入された市民利用施設292施設中、平成17年度までに導入された40施設において評価を実施する。

（横浜市指定管理者第三者評価の詳細については、月報97号の20ページおよび<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/gouseiunei/siteikanrisha/>を参照のこと。）

平成 19 年度地方財政計画のポイント

平成 19 年 2 月

2007年2月6日に2007年度地方財政計画が閣議決定されたが、3月6日の神奈川地方財政セミナーにおいて、自治総研高木研究員に解説をいただくこととした。次号でその内容について報告したい。

- 地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込みに関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

基本方針 2006 に沿って歳出を抑制（一般歳出 △1.1%）

- 地方財政計画の規模 83.1兆円（前年度比 △0.0%、6年連続で減）
- 地方一般歳出 65.7兆円（ “ △1.1%、8年連続で減）
- 地方財源不足を半減 <⑯8.7兆円→⑯4.4兆円>
※折半対象財源不足を解消（⑯1.4兆円）

交付税の法定率分を堅持し、一般財源の総額を確保

- 地方一般財源 59.2兆円（前年度比 +0.5兆円）
 - ・地方税 40.4兆円（ “ 実質+2.5兆円）
 - ・地方交付税 15.2兆円（ “ △0.7兆円）
⑯法定率分 14.6兆円 + 繰越金等 0.6兆円
 - ・特例地方債 2.6兆円（ “ △0.7兆円）
 - ・その他 1.0兆円（ “ △0.5兆円）

交付税特別会計借入金の計画的償還を開始

- 新規借入を廃止
- 国負担分残高（約19兆円）を国・地方の負担関係の明確化の観点から全額一般会計借入金に振替整理
- 地方負担分残高（約34兆円）は18年度補正から計画的に償還
 - 18 補正償還額 5,336億円
 - 19 当初償還額 5,869億円

公的債務の軽減

- 平成19年度から3年間で、一定の条件を満たす地方団体を対象に、5兆円規模の公的資金（財政融資資金、簡保資金、公庫資金）の繰上償還等を実施

地方財政計画歳入歳出一覧

(単位: 億円、%)

区分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備考
(歳入)					
地 方 税	403,728	348,983	54,745	15.7	
地 方 課 与 税	7,091	37,324	▲ 30,233	▲ 81.0	
地方特例交付金等	3,120	8,160	▲ 5,040	▲ 61.8	
地 方 交 付 税	152,027	159,073	▲ 7,046	▲ 4.4	
国 庫 支 出 金	101,739	102,015	▲ 276	▲ 0.3	
地 方 債	96,529	108,174	▲ 11,645	▲ 10.8	
使 用 料 及 び 手 数 料	16,455	16,450	5	0.0	
雜 収 入	50,572	51,329	▲ 757	▲ 1.5	
計	831,261	831,508	▲ 247	▲ 0.0	
(歳出)					
給 与 関 係 経 費	225,111	225,769	▲ 658	▲ 0.3	
退 職 手 当 以 外	201,283	205,321	▲ 4,038	▲ 2.0	
退 職 手 当	23,828	20,448	3,380	16.5	
一 般 行 政 経 費	261,811	251,857	9,954	4.0	
補 助	112,300	107,286	5,014	4.7	
单 独	139,510	134,785	4,725	3.5	▲ 0.9
国民健康保険関係事業費	10,001	9,786	215	2.2	
公 債 費	131,496	132,979	▲ 1,483	▲ 1.1	投資的経費との 一体的か離是 正+6,000億円を 除いた場合
維 持 補 修 費	9,766	9,768	▲ 2	▲ 0.0	
投 資 的 経 費	152,328	168,889	▲ 16,561	▲ 9.8	
直 轄・補 助	66,444	67,978	▲ 1,534	▲ 2.3	
单 独	85,884	100,911	▲ 15,027	▲ 14.9	▲ 3.0
公 営 企 業 繰 出 金	27,249	27,346	▲ 97	▲ 0.4	一般行政経費と の一体的か離是 正▲12,000億 円(一般財源 ベース▲6,000億 円)を除いた場合
企 業 債 債 還 費 普 通 会 計 負 担 分	18,915	18,828	87	0.5	
そ の 他	8,334	8,518	▲ 184	▲ 2.2	
不交付団体水準超経費	23,500	14,900	8,600	57.7	
計	831,261	831,508	▲ 247	▲ 0.0	
地 方 一 般 歳 出	657,350	664,801	▲ 7,451	▲ 1.1	公債費、企業債 還費普通会計負担 分、不交付団体水 準超経費を除く

出典: 総務省「平成19年度地方財政計画のポイント」

訃　報

2007年2月18日、当センターの高野博司相談役（前理事）がご逝去されました。ここに謹んでお知らせいたしますとともにご冥福をお祈り申しあげます。高野博司相談役は、横須賀市職員組合のご出身で、自治労神奈川県本部委員長、自治労中央本部副委員長等を歴任されるとともに、当センター結成にあたりご尽力され、2005年3月総会で理事を退任と同時に相談役に就任いただき、センターの運営、今後のあり方等について引き続きご指導をいただいておりました。

2007年2月20日

自治研かながわ月報第98号（2007年2月号、通算162号）

発行所	社団法人 神奈川県地方自治研究センター		
発行人	上林得郎	編集人	勝島行正 定価1部 500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3	神奈川県地域労働文化会館4F	
	☎045(251)9721(代表)	FAX 045(251)3199	
	http://kjk.gpn.co.jp/	E-mail:kjk@gpn.co.jp	
振替口座	中央労働金庫横浜支店 1195174 横浜銀行 横浜市庁支店 0709629		

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120~150ページ定価650円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。